

(その1)

# 収支報告書

令和3年分  
開催分

(ふりがな) たけうちちはるこうえんかい

1 政治団体の名称 竹内千春後援会

2 主たる事務所の所在地 千葉県流山市西初石3-103-5  
グローリア初石II201

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
竹内 千春

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
金井塚 誠

事務担当者の氏名 (姓) (名)  
梅津 美佐子

(電話) 04-7190-5049

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 (姓) (名) の氏名 竹内 千春	
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (候補者等)	
公職の候補者 (姓) (名) の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者 (姓) (名) の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和3年1月21日	から
令和3年12月31日	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



394960 3/16 k

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	2,425,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	2,425,000
支 出 総 額	163,548
翌年への繰越額	2,261,452

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	2,425,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,425,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	2,425,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	栗宇一樹	50,000	R3/2/16	東京都千代田区九段北1-14-5 武千代ビル2階	弁護士		
2	栗宇一樹	20,000	R3/6/8	東京都千代田区九段北1-14-5 武千代ビル2階	弁護士		
3	栗宇一樹	20,000	R3/9/22	東京都千代田区九段北1-14-5 武千代ビル2階	弁護士		
4	(小計)	90,000					
5	久保利英明	100,000	R3/2/18	東京都千代田区有楽町1-5-1 5F	弁護士		
6	久保利英明	200,000	R3/9/3	東京都千代田区有楽町1-5-1 5F	弁護士		
7	(小計)	300,000					
8	櫻井光政	50,000	R3/2/9	東京都渋谷区桜丘町17-6 7F	弁護士		
9	松田純一	100,000	R3/2/10	東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル7階	弁護士		
10	馬場孝	100,000	R3/2/10	静岡県静岡市葵区七間町13-1 グラントメゾン七間町604	大学教員		
11	春名一典	10,000	R3/2/15	兵庫県西宮市二見町8-1	弁護士		
12	齋田求	30,000	R3/2/15	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1-2302	弁護士		
13	川西拓人	30,000	R3/2/15	東京都大田区南千束2-16-4	弁護士		
14	渥美央二郎	50,000	R3/2/16	千葉県船橋市海神2-3-7	弁護士		
15	小川晶露	10,000	R3/2/16	愛知県名古屋市中区栄4-15-23 ライオンズマンション九屋公園817	弁護士		
	この頁の小計	770,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
16	荒ひろみ	100,000	R3/2/16	宮城県仙台市太白区八木山本町2-31-10	会社員		
17	箕浦克史	10,000	R3/2/17	埼玉県戸田市美女木東1-1-5-211	会社役員		
18	尾崎純理	30,000	R3/2/17	東京都中野区南台3-26-5-102	弁護士		
19	幣原廣	30,000	R3/2/17	東京都新宿区左門町2-6 ワコービル8階	弁護士		
20	鈴木雅子	30,000	R3/2/19	東京都新宿区四谷1-18-6	弁護士		
21	飯田隆	20,000	R3/2/19	東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビルディング9F 宏和法律事務所	弁護士		
22	小峰尚	10,000	R3/2/21	東京都杉並区高井戸西1-10-10	会社役員		
23	丸山輝久	300,000	R3/2/22	東京都板橋区徳丸1-30-13	弁護士		
24	神田安積	50,000	R3/2/22	東京都新宿区市谷砂土原町3-8-12-201	弁護士		
25	三宅弘	50,000	R3/2/26	東京都新宿区四谷3-2-1四谷三菱ビル5階	弁護士		
26	山岸良太	100,000	R3/3/4	東京都千代田区神田神保町1-103-2603	弁護士		
27	近藤卓史	50,000	R3/3/4	東京都目黒区碑文谷5-10-3	弁護士		
28	鈴木穂人	100,000	R3/3/11	沖縄県浦添市前田1061番地グラブルールグスク3号	弁護士		
29	市毛由美子	10,000	R3/3/25	東京都大田区山王4-13-10	弁護士		
30	山岸憲司	20,000	R3/4/1	東京都港区西新橋1-20-3 虎ノ門法曹ビル7階	弁護士		
	この頁の小計	910,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
31	黒田純吉	50,000	R3/4/23	東京都大田区鶴の木1-12-19	弁護士		
32	藤掛浩子	10,000	R3/5/6	東京都練馬区平和台3-6-14-301	会社員		
33	岡本美紀	100,000	R3/5/26	6515 29th Ave NE Seattle WA 98115 USA	弁護士		
34	出井直樹	50,000	R3/6/7	東京都千代田区四番町8-9 ルクセンブルグハウス603号	弁護士		
35	高田絹子	30,000	R3/7/5	東京都調布市仙川町1-25-4-402	会社員		
36	野村裕	100,000	R3/9/3	東京都杉並区成田東4-3-1-107 A-1	弁護士		
37	小原健	100,000	R3/9/21	東京都港区赤坂2-17-12チュリス赤坂1204	弁護士		
38	中村華織	30,000	R3/9/25	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル6階	弁護士		
39	上柳敏郎	30,000	R3/10/5	東京都千代田区神田神保町2-3-1 岩波書店アネックス7階	弁護士		
40	森山裕紀子	20,000	R3/10/20	東京都目黒区東山3-2-6-201	弁護士		
41	菅沼友子	30,000	R3/10/21	東京都新宿区新宿1-9-5新宿御苑さくらビル3階東京中央法律事務所	弁護士		
42							
	この頁の小計	550,000					
	その他の寄附	195,000					
	合 計	2,425,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	23,461	0	
(4) 事 務 所 費	4,643	0	
小 計	28,104	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	74,313	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	61,131	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	61,131	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	135,444	0	
合 計	163,548		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	23,461				
	合 計	23,461				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費		
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	4,643				
	合 計	4,643				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	17,702				
	合計	17,702				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	25,271				
	合計	25,271				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
この頁の小計		0				
その他の支出		31,340				
合 計		31,340				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	遊説費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	61,131				
	合 計	61,131				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 3月 10日

政治団体の名称 竹内千春後援会

会計責任者の氏名 金井塚 誠



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

## 政治資金監査報告書

令和4年 3月 4日

竹内千春後援会

代表 竹内 千春 殿

登録政治資金監査人 吉川 早苗



登録番号 第 5707 号

研修了年月日 令和2年8月14日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、竹内千春後援会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、領収書等について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、領収書等について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、竹内千春後援会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

竹内千春後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上